

平成25年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 平成25年6月11日（火）

午後4時00分～午後4時45分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 『議案第25号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

第 2 報告

【子ども支援課、児童・家庭支援センター】

(1) 私立認可保育所等整備について

【指導課】

(1) 指導教諭について

第 3 その他

(1) 平成25年度 指導課訪問

出席委員（5名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	近藤 明義
教育委員	市川 正
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員（10名）

子ども・教育部長	大畠 康平
次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

中川委員長 開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。
ただいまから、平成25年教育委員会第10回定例会を開会いたします。
本日、欠席はございません。
今回の署名委員は、市川委員にお願いいたします。

市川委員 はい。

◎日程第1 議案

子ども総務課

（1）『議案第25号』教育事務に関する議案に係る意見聴取

中川委員長 日程第1、議案に入ります。
告示以降に議案が提出されましたので、急施として日程に議案を追加いたしました。
議案第25号、教育事務に関する議案に係る意見聴取について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、議案第25号、教育事務に関する議案に係る意見聴取についてでございます。
今しがた委員長からお話がありましたように、今月に開会予定の千代田区議会第2回定例会に提案予定の契約案件につきまして、6月7日の教育委員会告示以降、6月10日に区長から教育委員会への意見聴取がありましたので、本日、急施として議案を提出させていただきました。内容は、さきの教育委員会でも概要をご説明させていただいておりますが、区立神田一橋中学校の改修工事に係る3件の請負契約についての議案でございます。こちら、第2回定例会に議案として提出されますが、内容につきましては、子ども施設課長から概要を説明させていただきます。

子ども施設課長 それでは、神田一橋中学校の改修整備につきましては、前回5月22日の本委員会において報告させていただいたところであります。今般、6月6日の入札におきまして、お手元の資料のとおり契約する予定となりました。
また、参考資料として、改修整備についての資料を改めて添付させていただいております。改修内容等につきましては、前回説明させていただいたことと変更はございません。
説明は以上です。

中川委員長 ありがとうございます。
この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

中川委員長	<p>よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>特にないようですので、議案第25号について採決します。</p> <p>賛成の方は挙手お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
中川委員長	<p>全員賛成につき、決定することといたします。</p>

◎日程第2 報告

子ども支援課、児童・家庭支援センター

(1) 私立認可保育所等整備について

指導課

(1) 指導教諭について

中川委員長	<p>日程第2、報告に入ります。</p> <p>報告は2件あります。</p> <p>初めに、子ども支援課長より報告お願いいたします。</p>
子ども支援課長	<p>それでは、報告させていただきます。</p> <p>お手元の資料の「私立認可保育所等の整備について」を、ご覧ください。</p> <p>整備目的の記載にありますとおり、千代田区内に現在所在しております認証保育所、「ポピンズナーサリースクール一番町」という民営の施設ですが、こちらについて、現在、一番町で民間ビルの2階の1フロアを借り上げて、認証保育所として定員45名で運営しております。こちらのビルですが、新たに3階と4階のフロアが空いているということもありまして、そちらを借り上げることで、改修工事をしまして、定員の拡充と、あわせて規模が広がりますので、認証保育所から認可保育所に転換するという見通しとなりました。</p> <p>また、これに伴いまして、新たに3階、4階で保育園を運営し、2階は学童クラブを新設する形といたします。</p> <p>2番の開設までのスケジュールですが、この件に関しては、新たな経費等もかかりますので、補正予算に提案しようと考えております。その後は、8月に保育園の受け付けを行いまして、10月には新たに拡充した形で保育園を開園する予定でございます。</p> <p>今現在、2階で運営しておりますので、2階で運営しながら3階と4階を工事いたします。それで、10月になりましたら3階と4階に引っ越すので、実質的に閉園している期間はありません。</p> <p>10月に3階と4階に移転しまして、新たな認可保育園として運営すると同時に、2階が空きますので、2階で学童クラブの工事に入ります。約2カ月を経まして、学童クラブは12月に開設する予定になっております。運営事業者は引き続き株式会社ポピンズで、民設民営という形になります。</p> <p>裏面ですが、施設の概要についてはご覧のとおりでございます。</p>

定員については、今現在、45名のところを、35名増やしまして、保育園は80名となります。学童クラブは新設でございますので、定員40名という形で開設する予定です。

5番目には、国と都の補助金の関係の図が出ておりますが、これは全ての額が持ち出しということではなくて、保育園の整備費、それから学童クラブの整備費、運営費、それぞれに国と都の補助金が入っております、区の持ち出しについては、図のとおり一部という形になっております。

2枚目の資料は、「認可保育所と認証保育所の制度比較」ということで、参考につけさせていただいております。

こちらは、定員の拡充はもちろんのこと、なぜ認証保育所から認可保育所に移転するのかということですが、認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設となります。国が定めた設置基準、施設の広さですとか保育士の職員数、給食設備、防火設備等をクリアして、都道府県知事に認知された施設となります。これに対して、認証保育所というのは都の独自制度になっております。基本的な面積基準ですとかはほとんど変わりはないのですが、真ん中あたりの職員のところで、保育従事者の職員は、認可保育所の場合ですと、10割が保育士の資格を持っていないわけではありません。ここの部分が質的な向上というところになると思います。

それから、下段にあります補助金についてですが、認証保育所については、都の制度でございますので、補助金については、半分が都、半分が区市町村の持ち出しになっておりますが、こちら、財政調整交付金で措置されるという形になっております。これに対して、認可保育所になりますと、今度は財政調整交付金ではなくて、国、都の補助金で2分の1、4分の1出ますので、区の負担は4分の1となり安定的な補助制度が受けられるということになります。

それから、今回のポピンズナーサリーの開設に当たりましては、設置運営の基準が高くなって、質の担保が図れるというのが1点と、施設が広がってお友達も増えるというところですね。あとは、利用者の方も、認可という国に守られた安定的なイメージ、良い印象があるということで、認可に切りかえていこうという方針でございます。

説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

それでは、この件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

市川委員。

市川委員

お尋ねしたいんですが、屋外遊戯場というんですか。これは、今ある敷地の中でとれるんですか。

子ども支援課長

屋外遊戯場に関しては今もございません。それで、認可にする際にも必須条件ではないので、引き続き屋外遊戯場についてはないという形で運営していきます。すみません、園庭ではなくて遊戯室ですね。

市川委員
子ども支援課長
市川委員
子ども支援課長
市川委員
子ども支援課長
中川委員長
教 育 長
子ども支援課長

そうです。

遊戯室はございます。遊戯室は……

大丈夫なんですね。

はい、大丈夫です。

園庭はどうですか。

園庭がなくて、近くの公園等で遊ぶような運用になると考えております。

他はどうでしょう。

保育料の説明を。

保育料につきましては、世間一般は認可保育所のほうが安いだろうという話をされます。認証保育所については、民間独自の保育料設定で、応能負担もないところが多いですが、千代田区については、認可保育所にやむなく入れないで、認証保育所に入っただくというところで、設備的な面も含めて、少しハンデがあるというか、ギャップがあるという観点から、実はこのポピンズナーサリースクールができた2011年から、認証保育所に入っている方の保育料を、認可保育所の2割減するという施策を行っております。ですので、認証保育所で、例えば7万円ですよ、6万円ですよという保育料がかかるとなりましたら、その方が認可保育所に入ったときにどういう保育料になるのかということを経験します。その認可保育所に入ったときの保育料の2割安いという形まで保育料を下げるように、認証の事業者に補助する形で、保育料の軽減をしております。

そのため、ポピンズナーサリーに入っている方々は、認証保育所で当然2割安いという減額の補助をもらっていますが、認証保育所というのは認可保育所と違いまして、延長料金を別途、単価で設けています。認証保育所は、使い勝手によっては時間数の契約ですので、例えば最初から夜8時まで使いたいということであれば、朝の10時から夜の8時の契約になります。ただ、やむなく8時を過ぎてしまう場合ですとか、1時間延長、2時間延長というのは、追加料金を時間単価等で設定してあります。そういった方のニーズを踏まえて、あとは自主的なプログラムとか、英語教室ですとか、体操教室というのも全て有料になってはいますが、その辺の金額を合計しますと、今、認可化して2割の補助が受けられなくなったとしても、ほぼ保育料というか、負担額としては変わらないというところで、今、保護者の方には説明して理解を得ていますので、実質的に保育料が上がる形にはなるんですけども、総額で払う負担額としてはそんなに変わらないというところで、今、了解を得ているところです。

中川委員長
子ども支援課長

わかりました。

保護者の方の理解は得られているんですか。

そこは私も非常に心配しているところです。民間の認証保育所なので、現在、ポピンズナーサリーで保護者の方に、保護者会を何度か開いて説明している最中だということですが、少し心配なもので、それぞれの方がどのように保育料が変化するかという資料も今求めているところです。その説明に

期待しているところです。

中川委員長 様子を見るということですね。

子ども支援課長 はい。

中川委員長 わかりました。

ほかにご意見、ご質問はよろしいですか。

(なし)

中川委員長 それでは、この件に関しては終わりにいたします。

次に、指導課長より報告お願いいたします。

指導課長 教育委員会資料に基づきまして、指導教諭の導入についてという案件をご報告申し上げます。

既にご案内かとは思いますが、平成26年度から、小学校・中学校・中等教育学校に指導教諭という職が導入されることになっております。

まず1点目の「設置の目的」をご覧ください。

高い専門性とすぐれた指導力を持つ教員の力を活用して、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図るため、指導教諭の職を設置するものでございます。もう少し具体的に申し上げますと、教科指導にすぐれた人材を、教科等の指導技術を普及させるという職で任用するものです。また、若手からベテランまですぐれた実践事例に学ぶ機会を定期的に提供していくとともに、みずから改善点を見出す仕組みづくりを行うというものでございます。

指導教諭というのは、学校教育法に定められております。小学校においては、第三十七条、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員を置かなければならないという条文ですけれども、その第2項に、前項に規定するもののほか、現在設置されております副校長、主幹教諭、それに加えて指導教諭が位置づけられております。この4つの職の職員は、置くことができるという、できる規定になっております。

中略で、第10項の項目ですけれども、指導教諭の目的が書かれております。児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。指導及び助言を行う者という位置づけでございます。ですので、主幹教諭とはまた少し違った立場で、教員の育成面が重点的になっているというものでございます。

また、中学校は準用規定がありまして、高等学校は第六十条に規定されております。

続きまして、指導教諭の役割についてでございます。①から⑥までございます。1枚おめくりいただきますと、東京都教育委員会が示すパンフレットがありますので、そちらを本日資料としてお渡ししております。

指導教諭とはどんな職ですかの「具体的な職務内容」というところをご覧ください。

①校内OJT。自校において校内OJT、On the Job Trainingということで、学校の先生方が、仕事を通して、授業を見せたり、あるいは授業を見て、先生方の指導力を高める、あるいは保護者対応に

一緒に対応しながら、そういう対応力を身につけていくというようなことを実施しますというのが①です。

②模範授業です。これは年3回程度という縛りはありますが、模範授業及び研究協議会を実施しますというものでございます。この模範授業につきましては、もう1枚おめくりをいただきますと、上段に、「指導教諭は授業力向上にどのように貢献できるのですか」というクエスチョンに対して「模範授業の流れ」が示されております。模範授業は、指導教諭が自分の学校で授業を行います。模範的な授業を行うというものです。それに対して、他校、この場合で言いますと、A校、B校、C校の教科代表者、例えば数学の指導教諭に対して、他校の数学科の先生がそれぞれ来るというものです。模範授業を行い、さらにその授業に対して、研究協議会を、この参観した教科代表者を交えて行うというものでございます。また、この模範授業にはもう一つのねらいがございまして、他校から教科代表者が集まっておりますので、その教科代表者が校内OJTでさらにその教科の専門性を高めていくものでございます。

1枚お戻りいただきまして、③公開授業。他の教員に対し授業を見学させる機会を設けますと書かれております。こちらは模範授業と違いまして、研究協議会は実施いたしません。あくまでも公開です。公開していますのでいつでも見に来てくださいということになります。こちらはどちらかということ、主に校内での先生方への公開になろうかと思っております。もちろん他校の先生も参加しても構わないものです。

次に、④個別相談です。こちらは、自校において、他の教員の学習指導に関する指導・助言を行うものです。指導教諭が授業を見て、指導の観点だとか、あるいは課題点、改善点を指摘していくことができます。これはあくまでも自校においてというものです。また、ほかの若い教員だとかが指導教諭にいろいろ質問してきても構いませんというものです。

⑤が授業支援というもので、こちらは他校の教員の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行うことができます。いわゆるほかの学校に出向いていって、授業を見て、指導・助言をすることができますというものでございます。

⑥が教科指導資料等の開発ということで、指導力、教材開発力がすぐれているという職責から、すぐれた教科等の指導のための教材開発等を行うものでございます。ただ単に、自分の授業だけいいというものではなくて、研究をしたものは広く広めていきたいと思いますというものでございます。

続きまして、選考についてのご説明を申し上げます。1枚目にお戻りいただけますでしょうか。

既に委員の皆様ご承知だと思いますが、主幹教諭と指導教諭の選考を、4級職選考で一本化をすることになっております。また、現在、主幹教諭が指導教諭になるための選考ということで、指導教諭への任用に関する選考をあわせて行います。

こちらの説明につきましては、3枚目の真ん中をご覧ください。「4級職選考の概要」が載っております。受験資格は、こちらに書いてありますとおり、34歳以上58歳未満の者で、主任教諭歴2年以上の者で、現在主任教諭の職にある者という資格でございます。これら全てを満たす者としております。

選考方法ですけれども、区分A、こちらは申し込み制で、本人の申し込みで、4級職を受験したい者でございます。区分Bというのが推薦制で、教育委員会と校長の推薦に基づいて選考を行うものでございます。

教科のスペシャリストになりますので、順次、各教科ある一定の人数を指導教諭として任用していくため、初年度である今年度の選考につきましては、東京都教育委員会で教科の指定、あるいは人数の指定がございます。また1枚目に戻っていただけますでしょうか。今年度の任用予定数として、ブロックごとに調整を行った上で推薦していく形になっております。

(2)の任用予定数をご覧くださいますと、第1ブロックは、千代田・中央・港・新宿の4区で構成されております。小学校は全部で6名、内訳は、国語2名、算数2名、理科2名でございます。中学校につきましては3名を予定しております、内訳は、国語、数学、理科、各1名でございます。なお、今年度、千代田区から指導教諭になりたいというご意向を今諮っております、現在は小学校1名、中学校1名が指導教諭の選考を受けたいということですので、これから区教育委員会と校長とで協議をして、推薦していくかどうかの決定をしております。

なお、東京都全体につきましては、こちらに書いてありますとおりでございます。全体で、小学校約210名を予定しています。平成26年度は66名、中学校は全体で130名、来年度につきましては39名を予定しているところでございます。

1点補足ですが、2枚目の裏面をご覧ください。「指導教諭は全ての教科について、指導・助言を行うのですか」というクエスチョンに対して、この各教科が示されてございます。今年度は、国語、算数、あるいは数学、理科というような限定がございます。来年度どの教科になるのかまだ不確定ですが、多分ほかの教科が選定されることになろうかと思えます。ただし、小学校で言えば、音楽、図工、家庭、それと特別支援学級、中学校で言えば、音楽、美術、技術、家庭、特別支援学級の教員につきましては、ブロック制ではなくて、東京都全体で数が決められております。ですので、これは27年度以降の任用になる予定ではございますけれども、こちらの教科だけはブロックごとの推薦枠ではないというものでございます。

以上が指導教諭の導入についての説明でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

これに関しましてご意見、ご質問をお願いいたします。

市川委員。

市川委員

今の説明だと、法律的には置くことができるとなっていたけど、今、東京

都には、指導教諭がないわけですね。

指導課長 今現在は都立高校だけ、前倒しで平成25年度から配置されています。

市川委員 今現在、高校はいるということですか。

指導課長 はい。

市川委員 そうすると、九段中等教育学校はどうですか。

指導課長 九段中等教育学校は、現在任用されていません。

市川委員 任用されていない。小中学校が、置くことができる規定があるのに、そういうものを置かなかったというのは、特に何か理由があるんですか。

指導課長 東京都でも、法改正が行われて、指導教諭が位置づけられてから現在まで、かなり検討をしていたところでございます。試行的に都立高でまずはやってみようということで、都立高で実施したのが今年度でございます。都立高の実施状況だとか、あるいは制度設計だとかを踏まえて、これは小学校・中学校でも導入できるという判断をしたと私は考えていますが、まだまだ課題はあるかなというのが個人的にはあります。東京都は、制度設計もきちんとできたので、小中学校にも実施するという考えだと認識しております。

市川委員 ということは、とりあえず任用されても、しばらくの期間はならし運転みたいな形になるということですか。

指導課長 初年度でどのような動きをしていいのかだとか、あるいは都立高と若干違いまして、小学校は教科で選定したとしても、各校からどの程度専門性を持った人が集まってこられるか、あるいは小学校で他校に出向くことができるかというような課題はあろうかと思えます。そういったところを解決しながら、何年かかけてこの任用制度が完成するものと思われまます。

市川委員 もう大分古い話ですけど、昔はそういう制度がなくても、学校のいわゆるベテランの先生が新任の先生を指導する、効率的に指導するということが大いにあったわけですよね。ですから、よく聞かされた話は、定期試験だとか期末試験に試験問題をつくって、こういう問題を出そうと思うんですが、先生、ご意見をというような事があつたと。あるいは、そういう手続をしないで、いきなり試験をすると、こんなばかな試験問題があるかと頭からどなりつけられたというような話を何遍も聞いていたんです。

結局、ずっと言われてきたけれども、教員というのは鍋ぶた組織で、年をとっても、若くてもやっていることは同じだから、指導教員がいることは、現場の雰囲気には合わないよというような話があつたんでしょうね。だから、今回こういう制度があつて、それに新たに手を挙げてくださいねということで、手を挙げたとすると、給与では待遇の仕方ができないわけでしょ、同じ4級職だから。何かメリットを考える必要が、つまり全国でこういう授業が参考になっているし、その県なり、区なり、市なりで、非常に有名な先生ですよというような先生がいらっしゃれば、それを招いたりする、あるいはその学校へ行って、実際見てみるとか。そういうときに、当然旅費等がかかるわけですから。本区で選任された暁には、独自にそういうことを考える必要があるんじゃないかというふうに、私としては意見として申し上げたいとい

うふうに思います。

指導課長

市川委員ご指摘のとおりで、教員というのは受け継がれていく文化が昔はありました。それは、指導技術なり、児童・生徒理解なりというのがありました。ただ、昨今の教員の業務量だとかを考えると、それが受け継がれる時間がないというのを、よく現場の先生方がおっしゃっています。それは、ベテランの先生方が、教えたいたけれども自分に時間の余裕がないとおっしゃる先生もいらっしゃいます。そういった背景のもと、きちんと後輩、若手を育成したいという先生方が、きちんと職として教えられるように、そんな職を設定していきましょうという背景があって、指導教諭が設置されたんだと思います。

ご指摘のとおり、指導教諭になった方たちが、もっと自分の指導力を高めたり、教えるための指導力を高めたりというのは、これは東京都の話になるのかもしれませんが、指導教諭に対する研修制度というものも、今後出てくると思います。その際には、通常の協議だとかグループディスカッションだとかではなくて、市川委員おっしゃるように、すばらしい力のある方のところに授業観察に行くだとか、あるいはお招きして、実際に授業をしてもらって、それを見てもらうだとか、さまざまな研修の工夫は考えられるかと思いますが、今後の課題としてまいりたいと思います。

市川委員

東京都のやることを待っていたら、10年、100年かかっても待つような話にもなりかねないので、任命した以上は、あるいは認定された以上は区独自として、そういうふうに側面から応援するということが大事なんだろうなど。その人だけにどうこうするという不安もあるかもしれないけど、そうしないと、この制度はうまくいかないと思うんです。上から押しつけるなという感じになりますからね。押しつけているわけじゃなくて、そういう教育だからという立場も本人にあるでしょうし、何かメリットがないと、幾ら本人がそのつもりで、ぜひ後輩を指導したいと思っても、なかなかうまくいかないだろうと思うので、老婆心ながら、努力してください。

指導課長

はい、わかりました。

中川委員

近藤先生、どうですか。

近藤委員

昔の学校は、鍋ぶた組織。全員が同じ立場で校長と教頭だけが管理監督の立場でというのが、今組織が変わって、ここに書いてあるような主幹、主任、さまざまなものが出てきて、これはこれでいいことなんだろうと私には経験のないシステムですが、そういう思いで見えています。

主幹が先行して、主幹というのは、どちらかという、学校教育の管理監督的な役割ですよね。そういう方向性ではなくて、私は授業を一生懸命やりたいんだと、まさに授業のプロになりたいんだという教員もたくさんいるわけで、そういう方々にこういうポストを与えていくと言いましょか、ポストなり、そのほか報酬なりで、何らかのものを与えていくということは非常にいいことだと思っています。

ただ、板につくまでが大変だろうと思います。特に小学校の場合には、全

科制ですよね、その中で国語や算数を専門教科として自分で指導教諭を受験していくというこの精神的な難しさというんでしょうか。昔は、指導主事が、ある意味で教科の専門性を持っている方々でしたけど、今は受験システムが違っちゃいましたから、教科専門ということで受験はしていませんよね。

だから、市川委員が心配されたように、板について、本当にうまく回っていくためには時間がかかるだろうなと思いながら聞かせていただきました。

中川委員長

ありがとうございます。

教職の経験がないもので、こんなことを言ったら笑われてしまうかと思うんですが、任用予定数というのが、第1ブロック、千代田・中央・港・新宿でこういうことになっていますと書いてありますけど、これで言うと、各校にはいらっしやらないわけですよね。この4校を連携して、いろいろ指導するということができるのか、どういう位置づけだろうかということもわかりにくいです。

それから、ベテランの方が自分の授業を皆さんに教えたいということにしては、年度末現在、34歳から58歳未満の者というのが受験資格になっていますよね。こんなに幅があるのかなと思いました。

それと、あともう一つですけど、2ページの模範授業の流れというのがありますね。矢印が、指導教諭が、A校、B校、C校へとなっていますけど、指導教諭のもとにA校、B校、C校の先生方が指導を受けるわけですよね。ということは、これ、この矢印は反対ではないかと思うんですね。そして、指導教諭のもとで、A校、B校、C校の先生が指導を受けて、それを下におろしていくという形だから、この図を見ておかしいなと単純に思ったのですが。

その3点。

指導課長

まず、矢印の問題ですが、こちら、東京都教育委員会で作成しているものですが、これは指導の流れを示している矢印です。実際に、指導教諭の学校にA校、B校、C校の教科代表者が来て、授業を見て、研究協議会でさらに指導教諭から指導を受けるという意味合いの矢印だというふうに、私どもは解釈しております。ただ、内容は、委員長おっしゃるとおりのものでございます。

それと、2点目ですが、小学校の場合、他校、あるいは他区との関連性ということで、まだ人数が少ないので、この模範授業をやるといったときに、他区との交流がどれだけできるかというのが実は大きな課題の1つになっています。例えば千代田で国語の小学校の指導教諭が出ましたといった場合には、千代田区内の小学校の国語を研究している先生方、教科代表者になりますね、そういう人たちを集めて、模範授業をしたりだとか、公開授業をしたりだとかというふうになっています。東京都の回答としても、そうはいつでも、なかなかそういう機会もつくるのが難しいでしょうから、小学校は全科ですので、まずは校内で模範授業をして、校内で国語の力を伸ばしていくって

ください、それで少し余裕が出てきたら、他校の先生方も呼んだりだとかというようなこともお話はされてございます。ですので、すぐ4区合同で何かをできるかという、なかなかそれはまだ難しい段階なので、順次広げていくというふうになります。

それと、3点目ですけれども、受験資格の34歳以上58歳未満というような方で、やはり指導教諭となると、ある程度の経験、年齢だとかが求められてくると思うのです。ただ、こちら、4級職選考という形になりまして、主幹教諭も対象となっていますので、これからの学校経営の組織的なマネジメントの中核を担っていく主幹教諭が34歳以上であれば、もうそれに適していますよというのが東京都の考え方です。この4級職の中で主幹教諭から指導教諭になるという道もあるんです。なので、若いうちに主幹教諭をやって、将来管理職、副校長、校長になっても構いませんし、やはり授業一本で後輩の育成をしたいというような先生がいれば、指導教諭の道もありますということで、年齢が若い段階で主幹をやって、その後指導教諭にもなれるという意味合いもこの幅にはあろうかと思えます。

中川委員長

ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

教 育 長

教育長会でもこの説明で、よくわからなかったことを1つ。この任用をされると、異動というのはどうなりますか。要するに、ブロックの中で数が決まっているじゃないですか。そうすると、指導教諭がもう既にいるところには、新たに指導教諭が来られない。あるいは、この指導教諭の人が、例えば教育管理職にならなければ、空きがなくて増やせないとか、そのあたりのことがわからなかったですね。

指 導 課 長

異動につきましては、都教育委員会でもまだ検討中だという回答です。9月に異動要綱が出てきます。そのときに明らかにしますという回答です。ただ、4級職で、主幹教諭と一緒にしていることを鑑みますと、やはり主幹教諭と同様な異動要綱になってくるかと思えます。ただし、主幹教諭が、小学校で言えば2名、中学校で言えば3名という数の縛りがあります。しかし、指導教諭は指導教諭という位置づけで任用される予定になっていますので、主幹教諭が2名いて、指導教諭が置けませんというようなことはございません。

異動のときに、それぞれの学校の状況に応じてどうなるのかというさまざまなシミュレーションをしながら、異動要綱が固まってくると思いますので、その点につきましては、今お答えができないという状況でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

では、よろしいですか、この件に関しましては。

(な し)

◎日程第3 その他

(1) 平成25年度 指導課訪問

中川委員長	<p>それでは、その他の報告事項に入ります。 各課長より報告お願いいたします。 まず、指導課長。</p>
指導課長	<p>その他の報告で1件ご報告を申し上げます。 平成25年度指導課訪問の日程でございます。 こちら、ねらいも記載させておりますが、指導課の職員、課長、指導主事、統括指導主事、あるいは事務係、人事係の職員が、学校・園を訪問し、それぞれの教育課程、指導内容、指導方法、研修、研究等に関して状況をまず把握するというもの。また、専門的見地から指導・助言するとともに、学校と指導課の交流を図り、さまざまな教育課題の解決に資する目的で行われているものでございます。 2番の実施日、①から③につきましては、もう既に実施しております。④以降、実施日と実施校・園を記載しておりますので、ご承知おきいただきたく、ご報告申し上げます。</p>
中川委員長	<p>ありがとうございました。 この件はよろしいですね、ご質問。 (な し)</p>
中川委員長	<p>では、ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。 (な し)</p>
中川委員長	<p>それでは、特にないようですので、教育委員から何かありますでしょうか。よろしいですか。 (な し)</p>
中川委員長	<p>それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会したいと思います。ありがとうございました。</p>